

インターネットアーカイブ、 フェアユースを主張したデジタル貸出裁判で敗訴

筆者：塚田 康弘 (Hiro Tsukada) & アロン・グリフィス (Aron Griffith)

Hachette Book Group, Inc. et al. v. Internet Archive 事件^[1]において、第2巡回区連邦控訴裁判所が、著作権を所有する出版社又は作者の許諾なく、非営利団体が著作権で保護されている刊本全体をスキャンし、そのデジタルコピーを完全に無料で1対1の所有対貸出の比率でいつでも利用可能な形でオンラインにて配布することは「フェアユース」に該当しないと判定しました。

インターネットアーカイブ (Internet Archive、以下「IA」と言う) は、「あらゆる知識への普遍的アクセスの提供」をミッションとすると宣言した被営利団体です。IA は、図書館、博物館、大学及び大衆と連携し、自身の「フリー・デジタル・ライブラリ (Free Digital Library)」経由で、テキスト、オーディオ、動画、ソフトウェア及びその他の文化的成果を保存し、無料オンラインアクセスを提供しています。2020年のある期間を除き、IA は、所有する印刷物の書籍の数だけデジタルコピーの貸出ができるという1対1の所有対貸出の比率を維持していました。IA は、この運用を、伝統的な図書館が印刷物の書籍を貸出することに準える「Controlled Digital Lending」又は「CDL」という概念と指しています。

2020年6月1日、大手出版社である Hachette Book Group, Inc.、HarperCollins Publishers LLC、John Wiley & Sons, Inc.及び Penguin Random House LLC (以下「出版社」という) が、IA 及び5の被告人による127冊の書籍 (以下「著作物」又は「係争中の著作物」という) の著作権侵害を主張してニューヨーク州南部地区地方裁判所 (以下「地方裁判所」という) に訴訟を提起しました。2023年3月24日、地方裁判所は、出版社に対し略式判決を認めた上で、出版社は著作権侵害の

要素を立証したと認定し、IAの侵害行為はフェアユースに基づく抗弁によって免責を与えられないと判定しました^[2]。

米国著作権法第107条に規定されるフェアユースに関する4つの法定要素の判断において、地方裁判所は、(1) IAによる係争中の著作物の利用は、(a) IAは著作物を完全に複製し、そのデジタルコピーはオリジナルと同じ目的を果たすから、変容的利用とならず、かつ、(b) IAは非営利団体にもかかわらず、自身のウェブサイトを使って寄付を募っており、ユーザがIAのウェブサイトに表示されるリンクを使ってIAが提携しているBetter World Books (BWB)から印刷物の書籍を購入する度にIAは収益を受け取り、著作物から利益を得ていることとなるから、営利に当たること、(2) 著作物はオリジナルのフィクションとノンフィクションの書籍であり、意図される著作権保護の核心に近いこと、(3) IAは著作物全体を複製していること、(4) IAは「図書館向けの電子書籍ライセンス市場において出版社と競争し出版社に取って代わるものであり」、「著作権者に適正に属する市場を奪ってしまう」ことを判定しました。

第2巡回区連邦控訴裁判所は、地方裁判所による上記4つのフェアユース要素の判断について検討しました。

1. 利用の目的及び性質

A. 変容的利用

IAは、自身のフリー・デジタル・ライブラリは、「貸出をより便利かつ効率的にする」技術を使い、「著作物を閲覧する権利を有する人、つまり、当該書籍を借りている1人のみに一度に配送する」ので変容的利用に当たると主張しました。IAのその主張は、*Sony Corp. of America v. Universal City Studio, Inc.*事件^[3]から導き出されるものでした。*Sony*事件において、被告人は、ホームビデオ用テープレコーダを製造し販売しています。ユーザはそれを使って、後に視聴するためにテレビ番組放送を設定した時間にエアウェイブを介して録画するこ

とができます。その状況下では、「個人の家庭内利用のためのタイムシフトは、専ら視聴者が〔彼らが〕〔既に〕無料で著作物全体を視聴できるその著作物を視聴できるための非商用的な非営利活動」だから、フェアユースは成立すると判定されました。

しかしながら、第2巡回区控訴裁判所は、IAによる著作物の利用は変容的利用に該当しないと認定しました。裁判所は、「*Sony* 事件における被告人のテープレコーダによって可能となるタイムシフトはその時点で広く利用可能ではなかった、もちろん原告であるテレビプロデューサーにより提供されなかった独特な効率的なものだった」と特に示しました。裁判所は更に、「それとは対照的に、IAのフリー・デジタル・ライブラリは、出版社の所有する電子書籍によって既に提供されている効率性をわずかに超えたものしか提供しておらず」、

「IAのフリー・デジタル・ライブラリは、著作権者の権利を不当に奪うことなしではコンテンツ配送の効率性を改善できず、それらの派生著作物を用意する排他的な権利を大いに侵害しつつ出版社の派生著作物と同じ効率性を提供している」と示しました。

B. 営利利用

第2巡回区控訴裁判所は、IAによる係争中の著作物の利用は営利であるという地方裁判所の判定に反対意見を示しました。上述したように、地方裁判所は、「IAは非営利団体であるにもかかわらず、IAは、自身のウェブサイトで寄付を募り、利益を受け取ることによって著作物を不当に利用している」と判定しました。それに対し、裁判所は、「IAは運営を続けるために基金を募らなければならない、IA自身にウェブサイトには『IAへ寄付する』へのリンクが表示され」、「IAはフリー・デジタル・ライブラリから直接利益を得ておらず」、「IAがBWBとのパートナーシップから得た資金と、IAによる著作物の利

用との間の繋がりが希薄化しすぎてそれを根拠にその利用を営利利用として特徴づけることができない」と判定しました。

裁判所は、IAによる著作物の利用は本質からみれば非営利であるが、やはり変容的利用であるか否かが、第1要素の焦点の「中心」であるから、IAによる著作物の利用は変容的利用に当たらないと判定しました。

2. 著作物の性質

控訴裁判所は、地方裁判所の判決に同意し、係争中の著作物は「著作権法の保護対象となる著作物の種類に属する」と判定しました。

3. 利用の量及び実質性

控訴裁判所はまた、地方裁判所の判決を支持し、「IAは著作物を無断でデジタルコピーし、それらのコピー全体を大衆に公開している」と判定しました。

4. 利用による、著作物の潜在的市場又はその価値への影響

IAは、自身の貸出サービスは出版社の電子書籍に取って代わるものではなく、その電子書籍と「区別可能なサービスを提供している」ので、自身のフリー・デジタル・ライブラリはそれらの著作物に関する出版社の市場に害を及ぼしていないし、「入手可能な証拠は全て、IAの貸出サービスはそれらの著作物に関する出版社の市場にまったく害を及ぼしていないことを示している」と主張しました。

しかしながら、それと対照的に、第2巡回区控訴裁判所は、地方裁判所に賛同し、「IAのフリー・デジタル・ライブラリはおそらく、オリジナルに取って代わるだけでなく、議論の余地のない証拠は、まさにその結果を達成することが意図されていると示唆している。IAは著作物全体を複製し、それらの複製全体を大衆に利用可能にした。それは変容的二次的目的を達成するものでなく、オリジナルに取って代わることである」と説明しました。

このように、第2巡回区控訴裁判所は、地方裁判所の判決を支持しました。裁判所は、広範囲複写を認めてしまうと、創作者から報酬を剥奪してしまい、新しい作品を創作しようとする動機を弱めてしまうと特に示しました。

[1] *Hachette Book Group Inc. et al. v. Internet Archive*, case number 23-1260 (2d Cir. Sept. 4, 2024).

[2] *Hachette Book Group, Inc. v. Internet Archive*, 664 F. Supp. 3d 370, 378, 391 (S.D.N.Y. 2023).

[3] *Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc.*, 464 U.S. 417, 449 (1984).